

## 2. 個別課題の検討（諮問事項への提言）

諮問事項に対する提言については、以下のとおりである。なお、県内3地区4会場で開催した地区別広聴会において、多くの貴重な意見をいただいた。これらの意見を検討委員会として参考にし、以下の提言の中にも反映させている。

### (1) 新しい障がい種への対応について

近年、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数が増加している。また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数も増加している現状から、以下の方策が有効と考える。

- ◎障がいの早期発見、早期対応、早期支援について、市町村が実施する取組と十分な連携をとり、適切な指導・支援を図るために必要な役割を果たす。
- ◎校内体制の整備や教職員の意識の高揚を図る。また、リーダー的な教員の育成も図る。
- ◎通常の学級の担任に対して、さらに特別支援教育の理解を深める取組を行う。また、特別支援学級の担任の専門性を向上させる取組も行う。
- ◎学校や学級の担任が変わっても一貫した支援が継続されるように、教育と保健・医療・福祉・労働等の関係機関が互いに連携し、遅滞なく必要な支援やサービス提供を行い、「個別の教育支援計画」の充実を図る。
- ◎障がいのある子どもの周囲の子どもやその保護者、地域・社会等に対して理解・啓発を進める。また、障がいのある子ども本人の自己理解も促す。
- ◎教育現場にボランティアの活用も含め、人的支援の仕組みを検討する。
- ◎特別支援学校等と東西部の発達障害者支援センターや市町村の相談支援機関等との連携を促し、役割分担を明確にしながら支援の充実を図る。

### (検討委員会の主な意見)

#### ○学校や教職員の対応

- ・早期対応に取り組むために、幅広く気づきを大切にする必要がある。
- ・早期支援の充実を図るために、にこにこサポート事業の拡充、あるいはそれに類する事業が必要である。
- ・教職員は、発達障がいとして限定的な捉え方をするのではなく、様々な状態像を想定した上で、本人への支援を行う必要がある。その支援を行うに当たり、校内体制の整備や教職員の意識の高揚を図る必要がある。
- ・専門の大学や研究機関等への派遣研修等を実施することにより、発達障がいに関するリーダー的な教員の育成を図る必要がある。

### ○「個別の教育支援計画」等

- ・進級、進学、転学等により学級担任等の変更が生じても「個別の教育支援計画」の継続性は重要であり、途切れることなく引き継がれることが大切である。
- ・教育と保健・医療・福祉・労働等の関係機関が互いに連携し、遅滞なく必要な支援やサービス提供を行い、「個別の教育支援計画」の内容の精度を高める。また、療育という視点も大切にする必要がある。
- ・保健師の関わりがあるケースについては、小学校就学の際に関係者や関係機関と十分な情報共有と相互理解がなされ、小学校での適切な支援につなげることが必要である。

### ○専門性の確保

- ・発達障がいのある子どもは、早期発見・治療・療育、そして早期からの教育が必要であり、教育現場として専門性の高い教員の育成が必要である。
- ・通常の学級の担任は、発達障がいのある子どもも含め、様々な状態を示す子どもについて理解をさらに深める必要がある。
- ・特別支援学級の担任は、専門性を身につけるとともに、日々の教育実践や研修等の受講により、さらに専門性を磨くことが必要である。そのために、どのような研修をするのか、あるいはどのような研修メニューが効果的なのかを検討する必要がある。

### ○理解・啓発

- ・全ての保護者に対して理解・啓発が必要であり、特に、父親を対象とした障がいに対する理解を深める研修会等を開催する必要がある。
- ・障がいのある子どもとその周囲の子どもを共に育っていくという視点から、理解教育の実施により、理解・啓発を進めていく必要がある。
- ・発達障がいについて、知事部局と連携した県民運動等を展開し、積極的な情報発信を行う必要がある。
- ・発達クリニック等の診断が幼稚園や小学校等での適切な支援につながることを関係者が理解しておく必要がある。
- ・特別支援学校においては、障がいの有無に関わらず、気になる子どもが身近で相談を受けられる体制を工夫したり、機能を拡充したりする必要がある。

### ○人的支援等

- ・人的支援の目的を明確にした上で、PTAや地元のボランティア等の協力を得て、教育現場の人的支援の場を拓げていく必要がある。
- ・特別支援学校や小中学校等は、東西部の発達障害者支援センターとさらに連携を図っていく必要がある。また、福祉分野の相談支援体制等の充実に際し、教育機関も関与する必要がある。

## (2) 知的障がい者等の卒業後の就労対策について

近年、知的障がい特別支援学校高等部の生徒数が増加しているため、一層の雇用の場の開拓が必要である。就労は、職業的自立とともに、社会的自立を目指すためにも重要であり、そのために求められる生徒像の実現と望ましい教育環境等を整備する上で、以下の方策が有効と考える。

- ◎島根らしい職業教育を目指す。そのために、農林水産業分野や介護分野に着目し、地域とのつながりを活かす。
- ◎生徒が希望する職業に就けるようにするために、教育内容や施設整備の充実を図る。
- ◎企業のニーズは、働く体力、基本的な生活習慣、仕事に対する厳しさの認識であるため、できるだけ実社会に近い作業環境を設ける。
- ◎生徒の障がいの特性に応じた仕事・業務内容について、企業等に対して情報発信を行うとともに、業務内容の細分化等、雇用につながる様々な工夫についても要請する。
- ◎地域の就労支援機関や教育委員会以外の関係部局と連携し、早い時期から就労準備のための支援を進める。
- ◎地域や専門的職業と結びついた職業教育のより一層の充実を図るために、知的障がい特別支援学校高等部の普通科に職業コース制を取り入れる。また、さらに現場実習の充実を図る。

### (検討委員会の主な意見)

#### ○特別支援学校の対応

##### ア) 在学中

- ・難易度の高い仕事ができる可能性のある生徒に対しては、多くの時間を費やしても良いので、生徒が希望する職業に就ける支援体制づくりやバックアップを図る必要がある。
- ・職場で怒られたり悩んだりしたときに、相談する上司や同僚がいないことも離職や定着と関係する要因である。そのため、作業の基礎的なことに加えて、人間関係が構築できるコミュニケーション分野の学習にもっと力を入れるべきである。
- ・一般就労への道が少しでも拡がるように、教職員が職業教育の専門性を身につけ、一般就労に向けた適応の方法について工夫する必要がある。
- ・学校には、すぐに働く力を養うことが求められる。また、働くことで社会の一員として役に立つという感性を育てる役割もある。
- ・働いて得た収入を使う目的が明確になることで、意欲的に働く原動力となる。そのために、就労に向けて、余暇の使い方や仲間づくり等、在学中にいろいろな経験を積ませる必要がある。

#### ④) 卒業後

- ・就労を円滑に進めていくためには、校内だけの検証ではなく、他の機関を巻き込んだ評価が必要である。また、学校の実情に応じて、地域の様々な機関と連携し、学校全体で取組を行う必要がある。
- ・卒業後3年ぐらいまでの離職の相談件数が増えている。卒業時の就労を担当した教員が異動しても、引き続き就労先のフォローができる体制や仕組みが必要である。
- ・卒業後も生徒同士が、卒業生会等でつながる仕組みが必要である。

#### ○ 学習環境

- ・生徒に、職業観や技能的なことを意識づけるためには、高度で専門的な内容が指導できる環境を整備し、実社会に近い作業環境を設ける必要がある。
- ・習熟度別の作業ができる環境が必要であり、ハイレベルな作業ができる生徒には、その環境を用意するべきである。

#### ○ 求められる生徒像

- ・生徒は、長時間、労働に取り組める体力が必要である。特に、最終学年では、就労に向けて働く時間帯に馴染むことを意識した学習が求められる。
- ・企業から受け入れられるためには、時間を守ったり挨拶ができたりする等、規則正しい基本的生活習慣の確立が必要である。

#### ○ 職業教育内容

- ・島根らしい職業教育を目指すべきである。
- ・本県は、農林水産業への依存度が高いが、高齢化が進んでおりマンパワーが不足している。今後は、農林水産業分野や介護分野に着目し、地域とのつながりを大切にする必要がある。
- ・就労を進めていくためには、特別支援学校が地域といかに密接につながっていくかということが重要である。特に、高等部においては現場実習等で地域としっかりと関わっていく必要がある。
- ・専門的な学科やコース制（ビルメンテナンス、流通、福祉等）を設け、より地域と結びついた職業教育を目指す必要がある。
- ・職業科等の教育課程については、障がいのある生徒の特性を活かし、このような職種において重点的に就労を進めていくという戦略的な考えをもって検討していく必要がある。
- ・高等部で生徒の就労に向けた教育を実施するためには、障がいのある生徒のことをよく理解している特別支援学校の教員が地域の雇用状況に柔軟に対応して指導内容を設定できるよう、現在の普通科の中に職業コース制を設けることが望ましい。

- ・コース制を取り入れるのであれば、生徒にしっかりと作業内容を理解させ、社会で生活できる力や専門性をどのぐらい身につけることができるのかを明確にして取り組んでいく必要がある。

#### ○情報発信

- ・多くの人が気づいていないような分野で、障がいの特性を活かすことができる仕事は、まだ開拓の余地がある。この仕事ならできるといった情報を企業等に対して発信する必要がある。また、雇用につなげるため、業務内容について様々な工夫を求めていく必要がある。
- ・特別支援学校で就労対策や就労支援を行っている状況や職業教育の充実を目指している実態を県民に対してしっかりとアピールする必要がある。

#### ○その他

- ・地域にある様々な産業をうまく職業教育の中に取り入れていくことで、地域における就労率や定着率を上げていくことができる。
- ・将来の生徒の職業選択に活かすため、現場実習をさらに充実させていく必要がある。
- ・小中学校の段階から職業意識を身につけていく必要がある。
- ・「個別の教育支援計画」を活用し、早い時期からハローワークや就業・生活支援センター等の就労関係機関との連携を図っていく必要がある。

### (3)各圏域の複数障がい種対応について

教育委員会が、平成19年3月に策定した転換基本計画の中に、特別支援学校の複数障がい対応における具体的な方向性が記されている。

未実施である計画内容も含め、今後の方向性は以下のとおりである。

- ◎出雲養護学校と益田養護学校に、肢体不自由教育部門を設置する。
  - ◎知的障がい以外の児童が隠岐養護学校小学部への入学を希望した場合は、丁寧な就学指導に基づき、受け入れができる体制を整える。
  - ◎在籍者数が少ない学校は、社会性を育てるために、交流及び共同学習や他の特別支援学校との合同学習等を積極的に取り入れる。

(検討委員会の主な意見)

#### ○特別支援学校

- ・平成19年に策定した転換基本計画の計画内容を踏襲するべきである。
- ・複数障がい種に対応した施設設備やバリアフリー化に不足があれば、最優先に整備を進めていくべきである。

- ・学校施設は、ユニバーサルデザインが基本である。今後、改修や改築をすることは、そのことに留意する必要がある。

#### ○出雲養護学校と益田養護学校における肢体不自由教育

- ・それぞれの地域で障がいに対応した教育を行うという大きな流れの中では、肢体不自由教育部門を設置するべきであり、そのためのハード面の整備や医療体制等のソフト面の整備を急ぐ必要がある。
- ・既存の医療機関からの支援体制が得やすいように、医療機関との連携体制を充実させていく必要がある。
- ・視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の単一障がいの子どもを教育する場合は、教科学習が必要である。小学部においては小学校の教員免許を、中学部や高等部においてはそれぞれの教科ごとの中高等学校の教員免許を持ち、さらに各障がいに対する専門性を有した教員を配置する必要がある。両校で単一障がいの子どもを受け入れる場合は、集団教育を保障したり社会性を育てたりする視点から、小学部段階までの教育が望ましい。

#### ○隠岐養護学校での知的障がい以外の児童の受け入れ

- ・隠岐という地域性を考慮すれば、様々な障がいの子どもに対して、隠岐養護学校で対応できる体制づくりを行う必要がある。
- ・隠岐養護学校を5つの障がい種対応（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）とするべきかどうかについては、本人や保護者が入学を希望した場合、受け入れていくべきである。
- ・現在、小学部の在籍者がいない状況である。隠岐養護学校と町内の中学校特別支援学級との連携をもっと充実させていくべきである。
- ・知的障がい以外の単一障がい児童が小学部の入学を希望する場合は、受け入れることに賛成である。なお、離島という特別な環境のため、就学相談ができるだけ早い時期から始める。2～3年前から保護者に選択肢を提示しながら、丁寧な就学指導を進めていく必要がある。
- ・小学部または小学校の段階では、本人や保護者がその障がいに対して専門性のある学校を選ぶのか、あるいは地域の小学校を選ぶのか、どちらを選ぶにしてもその教育内容について保障するべきである。

#### ○集団の確保

- ・在籍者数、教員配置数、教室数等が特別支援学校ごとに異なっている。障がいの専門性の違いがあるが、方向性としては他の障がい種を受け入れる工夫を行う必要がある。
- ・知的障がい以外の学校は在籍者数が減少傾向にある。社会性を育てるためにも、集団での学習が必要である。

#### (4)特別支援学校のセンター的機能について

近年、特別支援学校への障がいに関する相談件数が増加傾向にあり、各地域の特別支援学校は、地域における特別支援教育に関する相談支援や情報提供等の中心的機関としての役割を果たしている。

今後、さらにセンター的機能の役割を高めていくためには、以下の方策が有効と考える。

- ◎小中学校等に対してセンター的機能のさらなる周知を図る。
- ◎障がいの有無に関わらず相談が受けられるように機能を拡充する。
- ◎小中学校等の特別支援教育コーディネーターに対して指導・助言ができる人材を養成する。

#### (検討委員会の主な意見)

##### ○センター的機能の周知

- ・小中学校等では特別支援学校のセンター的機能について理解されていない場合がある。特別支援学校も小中学校等に対して、さらに周知を図る必要がある。
- ・小中学校等の特別支援教育コーディネーター同士が、研修会等の機会を活用して積極的に情報交換し、連携を深める必要がある。
- ・センター的機能に関する全体概要をまとめたリーフレット等を作成し、配るだけではなく、周知方法について工夫する必要がある。
- ・保護者の中には子どもの成長に不安を感じ、専門家に相談したいと考えている人もいる。要請がなくても巡回相談を定期的に各地で実施する仕組みをつくり、相談を受ける機会をさらに充実させるべきである。そうした取組がセンター的機能の更なる周知につながる。
- ・センター的機能として実施している心理検査等の結果の取り扱いについて、具体的な支援としてどのように活かすのかを、地域の教員等に対して周知を図る必要がある。

##### ○発達障がい対応

- ・発達クリニック等の診断が幼稚園や小学校等での適切な支援につながることを関係者が理解しておく必要がある。
- ・特別支援学校においては、障がいの有無に関わらず、気になる子どもが身近で相談を受けられる体制を工夫したり、機能を拡充したりする必要がある。

##### ○その他

- ・全ての特別支援学校において、センター的機能充実を図るための部屋を確保する必要がある。また、その部屋には、障がいについて様々な情報を得ることができる情報センターとしての機能をもたせる必要がある。

- ・特別支援教育の研修を受講し、ある程度の専門性を身につけた教員を適材適所に配置し、機能を充実させていく必要がある。
- ・小中学校等の特別支援教育コーディネーターに対して、指導・助言ができる人材（スーパーバイザー）を養成する必要がある。

#### (5)特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について

近年、知的障がい特別支援学校の在籍者数が増加しており、特に、松江・出雲養護学校高等部の生徒数の増加が顕著である。

また、教育委員会によると、今後も松江・出雲養護学校の在籍者数は増え続けると想定されており、来年度の当初予算案に両校の急増対策が計上されている。

そのため、当検討委員会では、当面の急増対策におけるハード整備については触れず、ソフト面での有用な方策について述べている。

- ◎幼小中高等学校等の全ての教職員に対して、特別支援教育の理解・浸透を図り、適切な進路指導につなげる。
- ◎本人や保護者に対して特別支援教育の理解を求め、本人の適切な進路保障を図る。
- ◎適切な支援を行うことで高等学校進学が可能な生徒に対して、受検の配慮や受入体制の整備を図る。

#### （検討委員会の主な意見）

##### ○教職員等に対する適切な理解の啓発

- ・幼小中高等学校等の全ての教職員が、特別支援教育について理解を深めていくことが適切な進路指導につながる。
- ・療育手帳を取得できない生徒は、障害者雇用促進法の法定雇用率にカウントされない場合があり、企業就労が容易ではない。そのことを踏まえ、特別支援学校へ入学させることが適切かどうか、生徒の将来を考えた上で、最善の判断がなされなければならない。
- ・中学校において、知的な遅れはないが、様々な要因により学業が不振となっている生徒の進路選択肢として、特別支援学校も示される場合がある。それも生徒急増の一因とも考えられる。

##### ○小中学校での適切な指導

- ・LD や ADHD 等の発達障がいのある子どもの中で、療育手帳が取得できるほど の知的障がいではなく、適応が難しかったり、学習の理解が難しかったりするため、特別支援学校に就学している場合がある。小中学校での適切な指導により、適応状況の改善を図り、進路選択の幅を広げることが大切である。

## ○高等学校での適切な指導

- ・知的な遅れはないが、例えば発達障がい等のある生徒が、高等学校を受検する際、進学意欲のある生徒に対する高等学校の受入体制や受検の仕組みについて検討する必要がある。
- ・周囲の理解、適切な支援、指導を行うことで普通高校や専門高校に入学した方がより本人の力を発揮できると思われる生徒もいるので、高等学校では環境調整や授業改善に取り組んでいく必要がある。

## (6)特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について

特別支援学校では、新旧校舎が混在している。今後、老朽化した校舎から、順次改築時期を迎えるが、その際、留意すべきことは以下のとおりである。

なお、子どもたちが明るく楽しく安全に過ごせるようにするために、現施設に不足している機能への対応についても併せて述べている。

- ◎校舎の建て替えに当たっては、校内の他の建物も含めた学校全体の配置が、障がいのある子どもにとって利用しやすいものとなるように計画する。
- ◎一人一人の障がいの状態及び特性に応じた教育を受けることが可能となるよう、十分な数の学習室及び学校図書館等の特別教室を確保する。
- ◎健康的で、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように計画するとともに、障がいの重度・重複化及び多様化にも柔軟に対応し得る施設整備とする。
- ◎隣接する浜田市内の特別支援学校においては、老朽校舎等の建て替えの際には校舎等の共同利用に配慮する。

## (検討委員会の主な意見)

### ○施設全般

- ・校舎棟については、主に建て増しという形で増築されているために、利用しづらい配置になっている。今後、在籍者数が増えていくと予測されるのであれば、子どもが利用しやすく、障がいに対する特別な支援も受けやすい学校として、長期的な視点で整備を行う必要がある。
- ・施設の構造が複雑となっている学校がある。障がいのある子どもが校内を移動しづらい建て方になっている。支援の受けやすさ、勉学の励みやすさ、利用しやすさ等、子どもの視点で配置を考えていく必要がある。
- ・基本設計を行う際は、学校を使用する教職員や子どもの声を反映させることが望ましい。
- ・子どもの安全安心という観点から、子どもの状況を常に把握できるように、建物配置や施設整備に留意する必要がある。

#### ○教室等

- ・子どもが安心して学習に取り組めるよう、それぞれの目的に応じた教室等が必要である。
- ・今後の建て替えに当たっては、一つの部屋を多目的に使用して子どもを混乱させることのないよう、特別教室と作業教室はそれぞれ独立した部屋として確保するべきである。
- ・一部の特別支援学校では、学校図書館が確保されていない。子どもの実態に合わせ、様々な図書を用意し、そこから学んだり、情報を入手したりできる学校図書館の整備が急がれる。

#### ○窓や廊下等

- ・窓は、強度や採光等を保障しながら開口部分の面積を小さくして転落を防止する等の安全対策が必要である。
- ・廊下は、緊急時の避難を想定して障害物を排除し、十分な広さを確保しておくことが必要である。
- ・子どもが床に横になって活動することも想定し、板の間、畳、コルク張り等のやわらかい床材で仕上げていくことが望ましい。

#### ○センター的機能

- ・全ての特別支援学校において、センター的機能充実を図るための部屋を確保する必要がある。また、その部屋には、障がいについて様々な情報を得ることができる情報センターとしての機能をもたせる必要がある。

#### ○浜田市内の特別支援学校

- ・隣接する浜田ろう学校と浜田養護学校は、築後経過年数が40年以上の校舎等が混在している。老朽化に伴う改築を計画する場合は、校舎等の共同利用についても検討するべきである。
- ・両校の在籍者数の状況を踏まえ、集団で学ぶことが効果のある授業や行事等があれば、工夫しながら合同で行うことが望ましい。

## (7) 幼稚園・保育所から高等学校までの支援について

就学前や高等学校で発達障がいのある児童生徒への対応について、以下の方策が有効と考える。

なお、小中学校で発達障がいのある子どもの支援については、「(1) 新しい障がい種への対応について」の中で提言をしている。

### 《就学前》

- ◎障がいの早期発見、早期対応、早期支援について、市町村が実施する取組と十分な連携をとり、適切な指導・支援を図るために必要な役割を果たす。
- ◎幼稚園や保育所において、特別支援教育に関する研修を充実する。また、特別支援学校のセンター的機能等を利用して「個別の教育支援計画」等を作成し、それをツールとして支援を行う。
- ◎就学前の健診で障がいが発見された子どもについて、本人や保護者への支援が有効に行えるように関係者間の情報の共有化を図り、幼稚園・保育所や小学校につなげる。
- ◎健診で障がいが判明しないが、支援の必要な子どもについて、保護者へ理解を求め、長期的かつ継続的な観察・支援が行える体制をつくる。
- ◎就学相談ができるだけ早い時期から始め、保護者に選択肢を提示しながら、丁寧な就学指導を行うための体制をつくる。

### 《高等学校》

- ◎中学校までの支援を引き継ぎ、障がいの状態に応じた具体的な支援を行う必要がある。また、通級指導教室に類する指導等ができる仕組みをつくる。
- ◎教職員の発達障がいに対する理解を深める取組を行う。
- ◎高校生の発達障がいは、本人が障がいを正しく自己受容できることが重要である。自己受容を促すために医療機関との連携や校内での支援体制の確立を図る。

### (検討委員会の主な意見)

#### ○就学前

##### ア) 早期支援等

- ・早期対応に取り組むために、幅広く気づきを大切にする必要がある。
- ・早期支援の充実を図るために、にこにこサポート事業の拡充、あるいはそれに類する事業が必要である。

##### イ) 「個別の教育支援計画」等

- ・障がいの診断を受けていない子どもの中にも、小学校に入学する際には「個別の教育支援計画」等が必要な場合があり、保護者の理解を得ながら作成していく必要がある。

- ・保育所も特別支援学校のセンター的機能の利用や特別支援連携協議会における専門家チーム及び巡回相談と連携し、「個別の教育支援計画」等の作成に積極的に関わる必要がある。また、特別支援教育に対する意識の向上と特別支援教育コーディネーターの指名が必要である。

#### ④)情報共有・体制づくり

- ・保健師の関わりがあるケースについては、小学校就学の際に関係者や関係機関と十分な情報共有と相互理解がなされ、小学校での適切な支援につなげることが必要である。
- ・保護者の思いを保育所や保健師等が共通理解することが大切であり、何に困り、何に不安を抱いているのかを理解しておくことが必要である。
- ・3歳児健診等で障がいが発見された子どもについて、情報の共有方法を検討し、その情報を確実に幼稚園、保育所、小学校につなげる必要がある。
- ・保護者、申し送る側、申し送られる側の3者が「個別の教育支援計画」等を中心とした情報を共有する必要がある。
- ・健診を行っても障がいが判明しないが、支援は必要な子どもも多い。発達障がいの判定が難しい子どもも含め、保護者に対して理解を求めた上で、就学前の健診データを活かしつつ、長期的かつ継続的な観察・支援を行う体制づくりが必要である。
- ・就学前の子どもについて、特別支援教育の対象かどうか見極めが難しいことがある。発達障がいも含めて、教職員等の研修の場を増やす必要がある。

#### ⑤)就学相談

- ・就学相談ができるだけ早い時期から始める。数年前から保護者に選択肢を提示しながら、丁寧な就学指導を進めていく必要がある。

### ○高等学校

#### ア)生徒に対する支援方法

- ・通級指導教室に類する指導等ができる人的配置の検討が必要である。
- ・発達障がいや軽度の知的障がい等を有し、学力的に、また適応状況においても十分な支援がなされていない状況で高等学校に進学している生徒もいる。入学後すぐに、集団への適応が難しくなり、登校できなくなる生徒もいる。そのことに対する十分な支援が必要である。
- ・発達障がいも含め、支援の必要な生徒は増えてきており、学習とメンタルの両面で困っている場合がある。学習面の対応としては、放課後に通級指導のような教育サービスが考えられる。メンタル面の対応としては、学校生活に馴染めず不登校に陥いるといった状況もあるため、校内の支援体制を整え、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら組織的な支援を行う必要がある。

- 定期試験等の時間を少し延長する等、発達障がいの特性に配慮することにより、学びやすさも変わってくる。
- 授業やホームルームではできるだけ板書を心がける、提出物を求める際には前もって声がけをする等、発達障がいの特性に配慮することにより学びやすい環境を整えることが必要である。

#### イ)教職員の取組

- 発達障がいに対する理解を深めていく必要がある。
- 支援が必要な生徒にとって何が苦痛なのか、どのような支援が必要なのかということを、教育センターや医療機関等と連携し、あるいは巡回相談も活用しながら生徒の実態を把握し、それを踏まえた指導を行う必要がある。
- 管理職が教職員に対して積極的に研修受講を勧める。その際、受講後の役割を明確にしておく等、本人の受講意欲を高めることが必要である。
- 高校生の発達障がいは、本人が障がいを正しく自己受容できることが重要となる。また、自己受容を促すためには医療機関との連携が不可欠である。それとともに校内での支援体制の確立を図ることが重要である。
- 高等学校で核となる教員を養成し、通級指導のような教育サービスを高等学校で実施する。まずはモデル的に始める必要がある。

#### ウ)その他

- 高等学校には様々な地域から生徒が集まる。発達障がいのある生徒については、地域を越えてでも支援会議を開催する等、広域的な支援体制づくりが必要である。
- 発達障がいに限らず、生徒が困っていることに対して手助けができる支援センター等が必要である。
- 高等学校での新たな支援として、通級指導のような教育サービスの取組は、島根らしい方法として良いことである。どの地域でも、困っている生徒がいれば、安心して支援が受けられる体制にする必要がある。
- 支援を行うに当たって、同じ学校や学級の生徒が正しくその障がいを理解し、同じ仲間として共感できる雰囲気をつくることが大切である。そのため、より踏み込んだ普及・啓発活動を行う必要がある。

#### ○共通

- 幼少期から成人期までのつなぎの仕組みをつくる必要がある。
- 周囲の人や支援者の理解が必要であるが、一番大切なのは本人が自分の障がい特性を理解することである。関係者は本人に対して理解を促す必要がある。
- 中学校までは通級指導教室で指導を受けていた生徒が、高等学校では適応できず、二次障がいを起こしてしまう場合がある。そのため、適応が難しい生徒の学びについて、多様な場の整備を検討する必要がある。

## (8) 関係部局との連携・役割分担について

関係部局との連携・役割分担については、以下の方策が有効と考える。

- ◎特別支援教育については、健康福祉部や労働関係部局との連携をさらに深めるとともに、市町村やNPO法人等の関係団体とも連携する。
- ◎発達障がいに関する現状把握を行い、健康福祉部と連携した上で教育と福祉の支援につなげる体制づくりを行う。
- ◎特別支援学校等と東西部の発達障害者支援センターや市町村の相談支援機関等との連携を促し、役割分担を明確にしながら支援の充実を図る。

(検討委員会の主な意見)

### ○関係部局との連携

- ・特別支援教育については、教育委員会と健康福祉部（児童相談所、医療機関等）、労働関係部局（ハローワーク等）が、共に連携し考えていく必要がある。また、その取組を推進、充実させていくために、市町村・NPO法人・親の会といった機関や関係者と連携する必要がある。
- ・発達障がいのある生徒について、義務教育終了後の教育の場を幅広く検討する必要がある。
- ・保護者の思いを保育所や保健師等が共通理解することが大切であり、何に困り、何に不安を抱いているのかを理解しておくことが必要である。また、生涯を通じ支援が必要なときは、保健師がすぐに支援できる体制づくりが必要である。

### ○発達障がいへの対応

- ・教育委員会は、発達障がいについてどのくらい対応ができているのか、その状況を把握する必要がある。
- ・健康福祉部障がい福祉課等と連携した上で、教育につなげる体制づくりを行う必要がある。特に、島根県障がい者自立支援協議会発達障がい者支援部会が平成22年7月に報告した「発達障がい者支援のあり方について」に十分留意し、関係機関が役割分担をしながら支援の充実を図っていく必要がある。
- ・特別支援学校や小中学校等は、東西部の発達障害者支援センターとさらに連携を図っていく必要がある。また、福祉分野の相談支援体制等の充実に際し、教育機関も関与する必要がある。
- ・障がいの有無がはっきりしない子どもにも対応できるように、特別支援学校のセンター的機能を活用して相談を受けられるようにするべきである。

## (9)特別支援教育の理解・啓発について

特別支援教育の理解・啓発については、以下の方策が有効と考える。

- ◎子どもが関わる事業は、障がいのある子どもも参加できるように配慮する。
- ◎障がいの理解が一層進むように、関係者が粘り強く継続的な取組を行う。特に、発達障がいについては、知事部局と連携し、県民運動等の実施により積極的な情報発信を行う。
- ◎障がいのある子どもの周囲の子どもに対しても、共に育していくという視点で理解・啓発を進める。

### (検討委員会の主な意見)

#### ○子どもが関わる事業

- ・様々な部局で子どもに関わる事業を実施しているが、事業には障がいのある子どもが参加できるように配慮する必要がある。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を活かした事業をつくっていく意識を行政の中に拡げていく必要がある。

#### ○地域等への理解・啓発

- ・障がいについては、地域等の理解が十分とは言えない実態もあり、関係者がしっかりと取り組む必要がある。
- ・発達障がいについて、知事部局と連携した県民運動等を展開し、積極的な情報発信を行う必要がある。
- ・障がいの有無がはつきりしない子どもが支援を受けることについての偏見もある。その子どもに関わる周囲の人々の特別支援教育についての意識を変えていく研修等が必要である。
- ・特別支援教育の専門家が発達障がいについて企業ヘレクチャーする等の取組が必要である。

#### ○保護者等への理解・啓発

- ・リーフレットを配るだけでは啓発は進まない。幼小中高等学校等の特別支援教育コーディネーターが中心となって、PTA役員等に特別支援教育についての研修を行ったり、広報活動をしたりする等の効果的な啓発活動が必要である。
- ・全ての保護者に対して理解・啓発が必要であり、特に、父親を対象とした障がいに対する理解を深める研修会等を開催する必要がある。
- ・障がいのある子どもや保護者が、様々な場面で障がいについて理解を求めてくる。教職員は、障がいがあってもしっかりと生きていくという自信をもたせる、あるいはもってもらう接し方をすることが、確実な理解・啓発方法である。

- ・障がいのある子どもとその周囲の子どもを共に育てていくという視点から、理解教育の実施により、理解・啓発を進めていく必要がある。

#### (10) 教職員の育成について

教職員の育成については、以下の方策が有効と考える。

- ◎専門性をさらに磨くために研修の場や機会の充実を図る。
- ◎特別支援学校と小中学校等との人事交流を増やす。また、幼稚園との人事交流等についても検討する。
- ◎教職員の知識・経験をより幅広いものとするために、学校運営に地域の関係者が積極的に協力できる仕組みをつくる。

#### (検討委員会の主な意見)

##### ○専門性の確保

- ・通常の学級の担任は、発達障がいのある子どもも含め、様々な状態を示す子どもについて理解をさらに深める必要がある。
- ・特別支援学級の担任は、専門性を身につけるとともに、日々の教育実践や研修等の受講により、さらに専門性を磨くことが必要である。そのために、どのような研修をするのか、あるいはどのような研修メニューが効果的なのかを検討する必要がある。
- ・研修の場や受講する機会についての配慮が必要である。
- ・障がいの早期発見や療育に関する研修に力を入れるべきである。
- ・専門の大学や研究機関等への派遣研修等を実施することにより、発達障がいに関するリーダー的な教員の育成を図る必要がある。

##### ○その他

- ・特別支援学校と小中学校等との人事交流を増やすべきである。また、幼稚園との人事交流等についても検討する必要がある。
- ・子どもは地域で生きている。教職員の知識・経験をより幅広いものとするために、もっと地域力を学校に取り入れるべきである。学校運営に対して、地域の人に協力してもらえる仕組みが必要である。
- ・県立大学が策定した社会人のための教育推進プログラム等を教職員研修に活かすことについて検討する必要がある。